

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）

適格請求書発行事業者の登録番号

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に伴い、適格請求書発行事業者として登録を行いましたので、登録番号をお知らせします。

なお、簡易水道事業及び下水道事業につきまして、公営企業会計への変更に伴い登録番号が下記の番号に変更となりましたので、お知らせいたします。

各会計の適格請求書発行事業者登録番号

会計名称	登録名称	登録番号
一般会計	芸西村	T 6 0 0 0 0 2 0 3 9 3 0 7 0
簡易水道事業公営企業会計	芸西村簡易水道事業	T 4 8 0 0 0 2 0 0 0 6 7 5 1
下水道事業公営企業会計	芸西村下水道事業	T 3 8 0 0 0 2 0 0 0 6 6 2 9

制度開始後の請求書様式

村と（簡易水道事業公営企業会計、下水道事業公営企業会計は除く）とお取引をする事業者の方は、これまでどおりの請求書と適格請求書のどちらもお使いいただけます。

簡易水道事業や下水道事業とお取引する事業者の方は、インボイス制度の詳細や適格請求書を作成する場合の記載事項につきまして国税庁ホームページでご確認ください。